

退職積立金及退職手当法實施に伴ふ日本製鐵株式會社二瀨鐵業所従業員労働争議

福岡縣新藤郡所在日本製鐵株式會社二瀨鐵業所に在りては本年より施行の退職積立金及退職手当法實施に當り從來存置せる内規を改正して新に共済會規則を制定し之を以て法の代行機關となすべく該の稼働者の代表たる懇談會（勞資の懇和協調機關）規則を内示したる應従業員は新規則實施迄の年功（勤続年數）打切手當の支給と物價騰貴による賃金値上を要求するに至つたのである。本會議の特異性は退職積立金及退職手当法實施に伴ふ縣下最初の労働争議であり且つ從來の鐵業所當局の態度に不備を有する感情の爆發で何等の指導者を持たざるに不拘獨自由に罷業を敢行したものであつて双方の態度極めて強硬なる爲相當紛糾を豫想せらるるの情勢にあり、狀況左の通り。

- 一、名 稱 日本製鐵株式會社二瀨鐵業所
- 二、所 在 地 福岡縣嘉穂郡上種波村
- 三、事業の種類 石炭採掘
- 四、資 本 金 日本製鐵株式會社資本に包含
- 五、代 表 者 所長 吉 田 徳 三 郎
- 六、從 業 員 數 四、九四六名
 - 中央炭坑 一、三七三名
 - 高尾一坑 四三六名
 - 岡 二坑 一、三二八名
 - 稻築炭坑 六八〇名
 - 瀬野炭坑 一、一二九名
- 七、争議参加人員 約三、〇〇〇名（中央、高尾二坑、瀬野）
- 八、争議發生年月日 昭和十二年一月十九日